

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 10 月 16 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500345号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500142号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月1日から同年12月1日まで

私は、平成6年2月にB社からA社に営業部長として転勤し、その後同社で継続して勤務したが、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年3月1日からは同社で厚生年金保険に加入しているはずなので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求者の請求期間のうち、平成6年3月1日から同年5月15日までの期間及び同年11月16日から同年11月30日までの期間はB社、同年5月16日から同年11月15日までの期間は同社の関連会社であるC社における加入記録を確認することができる。

また、請求事業所であるA社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求者は請求期間当時の事業主への照会を希望していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない上、請求者から照会を行うことについて同意を得た一人の同僚からも回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500399号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500143号

第1 結論

請求者のA社における平成18年6月23日の標準賞与額を48万5,000円に訂正することが必要である。

平成18年6月23日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年6月23日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年6月23日

年金記録を確認したところ、平成18年6月23日にA社から支払われた賞与が記録されていない。預金通帳では、同日に賞与が振り込まれている旨記帳してあるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された、請求期間に係る賞与支給明細書及び請求者から提出された普通預金通帳の写しにより、請求者は請求期間において、同社から賞与が支給され、標準賞与額48万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間における請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。